第七条　郵便料金の免除

1　原則

1.1　郵便料金の免除（郵便料金納付の免除）は、この条約に明文の定めのある場合に限って行う。もっとも、この条約の施行規則は、加盟国、指定された事業体又は限定連合が差し出す郵便業務の事務用通常郵便物及び事務用小包郵便物の郵便料金納付の免除並びにこれらの郵便物の継越料、到着料及び到着の割当料金の支払の免除について定めることができる。また、限定連合、加盟国又は指定された事業体あてに万国郵便連合国際事務局が差し出す通常郵便物及び小包郵便物は、郵便業務の事務用郵便物とみなし、郵便料金を免除する。もっとも、差出側の加盟国又はその指定された事業体は、当該通常郵便物及び小包郵便物について航空割増料金を徴収することができる。

2　捕虜及び抑留された文民

2.1　通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2　2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民にあてて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3　この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4　2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者にあてた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5　指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

3　点字郵便物

3.1　点字郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

第八条　郵便切手

1　「郵便切手」という語は、この条約に基づいて保護されるものとし、この条及びこの条約の施行規則に定める条件を満たす切手にのみ用いられる。

2　郵便切手は、

2.1　連合の文書に基づき、加盟国又は地域の権限の下においてのみ発行し、流通する。

2.2　主権の表象であり、また、連合の文書に適合するように郵便物にはり付ける場合には、当該郵便切手の本質的な価値に相当する料金の納付の証拠となる。

2.3　料金納付又は収集のため、自国の法令に基づき、発行する加盟国又は地域において通用する。

2.4　発行する加盟国又は地域のすべての居住者が入手可能なものでなければならない。

3　郵便切手は、次のものを含む。

3.1　ローマ文字で記載された発行する加盟国又は地域の名称（注）

注　切手を発明した国であるグレートブリテンには例外が認められる。

3.2　次のもので記載された額面

3.2.1　原則として、発行する加盟国若しくは地域の通貨又は文字若しくは記号

3.2.2　その他の識別のための特徴

4　郵便切手に描かれた国の紋章、監督用の公の記号及び政府間機関の記章は、工業所有権の保護に関するパリ条約に基づいて保護される。

5　郵便切手の主題及び意匠は、

5.1　万国郵便連合憲章前文及び連合の機関が行う決定の精神に従う。

5.2　加盟国若しくは地域の文化的同一性と緊密な関係を有し、又は文化の普及若しくは平和の維持に貢献するものとする。

5.3　加盟国又は地域において、外国の重要人物又は出来事を記念する場合には、当該加盟国又は地域と緊密な関係を有するものとする。

5.4　政治的性質又は個人若しくは国を侮辱する性質を有してはならない。

5.5　加盟国又は地域にとって重要な意味を有するものとする。

6　連合の文書に定める郵便料金納付の印影、料金計器による印影及び印刷機その他の押印機器による印影は、加盟国又は地域が認める場合にのみ使用することができる。

第九条　郵便業務の保障

1　加盟国及びその指定された事業体は、郵便業務に対する一般公衆の信頼を維持し、及び高めるため、並びにすべての関係取扱者のため、郵便業務のすべての段階における業務の保障に関する活動の戦略を採用し、及び実行する。この戦略には、加盟国及びその指定された事業体の間の閉袋の運送及び継越しについての確実性及び業務の保障の維持に関する情報の交換を含む。

第十条　持続可能な開発

加盟国又はその指定された事業体は、郵便業務のすべての段階における環境、社会及び経済に関する活動に焦点を当てた持続可能な開発に関する活動の戦略を採用し、及び実行し、並びに郵便業務の範囲内で持続可能な開発に関する周知を図る。

第十一条　違反行為

1　郵便物

1.1　加盟国は、次の行為を防止するため並びに次の行為を行った者を訴追し、及び処罰するために必要なすべての措置をとることを約束する。

1.1.1　麻薬、向精神薬及び爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質を郵便物に入れること。ただし、この条約がこれらの物質を郵便物に入れることを明示的に認めている場合は、この限りでない。

1.1.2　小児性愛又は児童ポルノの性質を有する物品を郵便物に入れること。